

「慶良間諸島国立公園（仮称）の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

1．背景

慶良間諸島及び周辺海域は、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁生態系、クジラの繁殖海域、透明度の高い海、砂浜を有する多島海景観などの多様な海域景観を有するため、それと一体的な特徴的な亜熱帯性動植物からなる陸域生態系を有する区域とともに、我が国を代表する傑出した自然の風景地として、本年度中に慶良間諸島国立公園（仮称）として指定することを検討しています。

このため、自然公園法第20条第3項第11条の規定に基づき、特別地域内において環境大臣の許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物（以下「指定植物」という。）を慶良間諸島国立公園（仮称）において指定し、自然景観及び独特な生態系を構成する重要な植物種を適切に保全することで、風致の維持を図るもの。

2．指定する植物種数

慶良間諸島国立公園（仮称）の指定植物の総数は以下のとおり。

指定植物種の総数：27 種

3．種の指定理由

慶良間諸島は、現在、沖縄海岸国定公園の一部であり、沖縄海岸国定公園の指定植物として指定されている植物種を母集団として、有識者へのヒアリング、文献調査及び現地調査に基づき、慶良間地域で生育が確認され、盗掘等による採取のおそれが高い植物種 27 種を慶良間諸島国立公園（仮称）の指定植物として指定する。